

判決年月日	平成29年8月22日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10006号		
	平成29年(行ケ)10015号		
<p>○ 発明の名称を「ランフラットタイヤ」とする発明について、特許請求の範囲の記載は、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確なものとはいえないから、明確性要件に違反するという事はできないとした事例。</p>			

(関連条文) 特許法36条6項2号

(関連する権利番号等) 特許第4886810号, 無効2015-800158号

### 判 決 要 旨

発明の名称を「ランフラットタイヤ」とする発明に係る特許について、特許無効審判請求がされたところ、特許庁は、請求項1ないし4に係る発明についての特許を無効とし、請求項6ないし13に係る発明についての特許無効審判請求を不成立などとする審決をした。本件は、特許権者が、審決のうち請求項1ないし4に係る部分の、無効審判請求人が、審決のうち請求項6ないし13に係る部分の、各取消しを求める事案である。

審決は、特許請求の範囲請求項1及び2の記載のうち、昇温条件で測定したときの動的貯蔵弾性率の温度による変化を示す図において、「動的貯蔵弾性率の急激な降下前に存在する動的貯蔵弾性率がほぼ直線的な変化を示す部分の外挿線A」及び「急激な降下部分の外挿線B」の各記載が、それぞれ明確ではないから、特許請求の範囲請求項1及び2の記載は、明確性要件を満たさないとして、請求項1及び2並びにこれに従属する請求項3及び4に係る発明についての特許を無効とした。

本判決は、以下のとおり、特許請求の範囲請求項1及び2の記載は、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確なものとはいえないから、明確性要件に違反するという事はできないとして、審決のうち、請求項1ないし4に係る部分を取り消した。なお、請求項6ないし13に係る発明についての特許無効審判請求を不成立とした審決は維持された。

(1) 「急激な降下」部分とは、動的貯蔵弾性率の温度による変化を示す図において、左から右に向かって降下の傾きの最も大きい部分を意味することは明らかである。また、傾きの最も大きい部分の傾きの程度は一義的に定まるから、「急激な降下部分の外挿線」の引き方も明確に定まるものである。

(2) ゴム組成物の耐熱性に関する技術分野における当業者は、技術常識をもとに、昇温条件で測定したときの動的貯蔵弾性率の温度による変化を示す図において、特定の温度範囲における傾きの変化の条件が規定されていなくても、「ほぼ直線的な変化を示す部分」を把握した上で、同部分の外挿線を引くことができる。